

平成27年度 東京都税制調査会
第1回小委員会 議事録

日 時 平成27年5月28日(木) 午前9時27分～
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S5会議室

平成27年度 東京都税制調査会第1回小委員会

平成27年5月28日(木) 9:27~11:32
都庁第一本庁舎 33階南側S5会議室

【税制調査担当課長】 定刻まで少し時間がありますが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。
本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

皆様のお手元の一番左側、上から順に、第1回小委員会次第、座席表、小委員会委員名簿、東京都税制調査会委員名簿、設置要綱、運営要領の順でございます。

その右側になりますが、上から資料1「東京都税制調査会の運営及び検討事項について(第1回総会決定)」、資料2「平成27年度東京都税制調査会 第1回小委員会の議題(案)」、「第1回小委員会の論点」、「少子高齢化、人口減少社会における税制に関する資料」でございます。

その右側になりますが、本日のプレゼンをお願いします〇〇委員のプレゼンテーション資料が2点、〇〇先生のプレゼンテーション資料でございます。

一番右側になりますが、「平成26年12月開催の東京都議会財政委員会における平成26年度答申に対する意見等」でございます。こちらは昨年度取りまとめたいただきました答申に対し、都議会から出された意見をまとめたものでございます。

その下になりますが、「地方税法等の一部を改正する法律の概要」、こちらは平成27年度税制改正のうち、地方税法等に関する改正の概要をまとめた総務省の公表資料でございます。

最後の2つの資料につきましては、後程ご覧いただければと存じます。

また、皆様の机の上に置かせていただきましたファイルには、諮問文及び平成26年度答申がつづつてございます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。

ただいまから、平成27年度第1回小委員会を開催させていただきます。

まず、お手元の小委員会委員名簿をご覧くださいませでしょうか。初めに、本日ご出席の委員のご紹介をさせていただきますと存じます。

立教大学経済学部教授で、本調査会会長の〇〇委員でございます。

日本大学経済学部教授の〇〇委員でございます。

東京税理士会相談役の〇〇委員でございます。

東京大学大学院法学政治学研究科教授の〇〇委員でございます。

埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授の〇〇委員でございます。

和光大学経済経営学部教授の〇〇委員でございます。

中央大学法学部教授の〇〇委員でございます。

当調査会の設置要綱第6の5の規定によりまして、〇〇会長より、本調査会の副会長でもあります京都大学大学院教授の〇〇委員を小委員長にご指名いただいておりますが、〇〇委員はご研究のため1年間アメリカにいらっしゃいます。そこで、運営要領第3の2の規定によりまして、小委員長代行を置くこととしまして、同第3の3の規定によりまして、〇〇会長より日本大学教授の〇〇委員を小委員長代行にご指名をいただいております。

それでは、〇〇小委員長代行より一言ご挨拶を頂戴し、その後の進行につきましては、〇〇小委員長代行にお願いいたします。

【小委員長代行】 皆様、おはようございます。ただ今ご紹介いただきました日本大学の〇〇でございます。今年一年、〇〇先生が海外ということで、こちらに出席できないということでしたので、会長のご指名ということもございまして、小委員長代行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身は、平成21年度からこちらの東京都税制調査会の委員を務めさせていただき、小委員会のほか、昨年では「企業の公的負担のあり方に関する分科会」のほうで、法人課税のあり方を考えるに当たって、海外の状況などを他の先生方と一緒に検討してまいりました。

今年度の諮問でも、少子高齢化、あるいはグローバル化の進展という状況で、目まぐるしく日本、さらには東京都の状況というのも変わってきていることをふまえ、東京の役割、あるいはそれを支える税をどのように考えていけばいいのかということが挙げられており、今日の社会経済情勢のなかで、東京都税制調査会の役割というのも大変重要なものになってきていると認識しております。

この調査会では、これまでも東京都における税のあり方を考えていくべきかというような議論も進めてきておりますし、さらに地方税、地方財政全体を見据えた税制のあり方ということについても、幅広い観点から検討を進めてきたということで、これまでの蓄積をみても、一つの重要な検討の場ではないかと認識しております。

今期は、多くの新しい委員の先生方にも入っていただいたということで、新しい視点を加えて、さらに活発な議論を進めていければと思っています。皆様のご協力をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事の方に入らせていただきたいと思います。まず初めに、今年度の小委員会の検討事項及び議題について、事務局からご説明をお願いいたします。

【税制調査担当課長】 それでは、今年度の小委員会の検討事項及び議題について説明させていただきます。

初めに、皆様のお手元にあります横長の資料で、右肩に資料1と書いてあります「東京都税制調査会の運営及び検討事項について（第1回総会決定）」という資料をご覧ください。こちらは先日開催いたしました第1回総会においてご決定いただいたものでございます。

上段でございますが、前期からの変更点といたしまして、これまでは1年目、2年目には中間報告としていたものを、今期は1年目、2年目におきましても、その年度における検討の成果を答申として取りまとめること、さらに3年目におきましては、それまでの全ての検討成果を最終答申として取りまとめることをご決定いただいております。

検討事項については、下段をご覧ください。平成27年度につきましては、下の方の枠で囲んであるところですが、一点目として、「直面する税制上の諸課題に関すること」とし、具体的に検討項目といたしまして、「法人税改革と地方法人課税の意義」、「地方財政調整制度」、「都政等における税制上の諸課題」を挙げております。

二点目といたしまして、「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」とし、具体的な検討項目としましては、「税制改革の基本的な考え方」を挙げております。

これらの検討事項につきご審議いただきまして、本年11月を目途に答申を取りまとめていただければと存じます。

なお、平成28年度以降につきましては、継続して検討する項目や論点とあわせ、諸情勢に応じて、さらに新たな項目や論点について検討を加えてまいりたいと存じます。

次に、その下の資料2、「平成27年度東京都税制調査会小委員会の議題（案）」をご覧くださいませでしょうか。第1回総会でご決定いただきました今年度の検討事項を踏まえて、各回の議題と今後の予定を記載したものでございます。

今年度の小委員会は、本日を第1回としまして、11月に予定しております答申案審議のための総会までの間

に、6回程度の開催を考えております。

第1回から第3回までは、各回のテーマに関連して、新任委員の方々から、委員のご関心の高い事項等について審議の前にプレゼンテーションをお願いしております。このプレゼンテーションでは、ご議論いただくための視点や問題意識をご提供いただければ幸いです。委員の皆様にお手数をおかけいたしますが、ご協力のほど、お願い申し上げます。

本日、第1回小委員会は、「少子高齢化、人口減少社会における税制について」と題しまして、「今後の社会保障と税制の役割」や「税制の所得再分配機能」等についてご審議いただきたいと考えております。審議の前に、中央大学の〇〇委員、埼玉大学の〇〇委員にプレゼンテーションをお願いしております。

第2回は、「活力ある都市のあり方と税制について」と題しまして、「都市づくりの課題と税制」や「国際競争力を高める税制」等についてご審議いただきたいと考えております。同じく、法政大学の〇〇委員、一橋大学の〇〇委員にプレゼンテーションをお願いしております。

第3回は、「地方財政調整制度について」と題しまして、「財政調整制度」等についてご審議いただきたいと考えております。同じく、千葉商科大学の〇〇委員、和光大学の〇〇委員、明治大学の〇〇委員にプレゼンテーションをお願いしております。

第4回は、9月中・下旬頃の開催を予定しておりますが、「税制改革の基本的な考え方」、「法人税改革と地方法人課税の意義」、「その他都政等における税制上の諸課題」等についてご審議いただきたいと考えております。また、第1回から第3回までの審議を踏まえ、さらにご議論いただきたい事項や、今年度早急に議論すべき事項が生じた場合には、この第4回小委員会でご審議いただければと存じます。

第5回は、「答申素案」を事務局からお示ししまして、第6回は「答申案文」についてご審議いただいた上で、小委員会としての答申案を取りまとめでいただきたいと考えております。第5回、第6回とも10月ごろの開催を予定しております。

なお、この小委員会の議事につきましては、運営要領第3の1の規定によりまして、原則公開とさせていただきます。ただし、答申案の審議を行う第5回、第6回は、答申公表後に議事録等を公開いたしますが、議事については非公開とさせていただきます。

説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ご説明、ありがとうございました。運営と検討事項については前回総会でもお話があったのですが、今年度からは毎年答申を出していくということで、中間報告ではなくて答申を出すということになったところが大きな変更点です。

それから、資料2の方にあります議題ですけれども、前半に、新任委員の先生方、お忙しいところ恐縮ですけれども、プレゼンテーションをしていただいて、それぞれのテーマについてご報告をいただきつつ、後段では各テーマについて審議をしていくというようなことで事務局のほうから案をいただきました。

これについて、何かご質問、ご意見はございますか。

なければ、この案のとおり進めさせていただくことといたします。ありがとうございます。

それでは早速審議に入りますが、まず初めに事務局のほうから、本日の論点及び資料の説明をしていただいた後、〇〇委員、〇〇委員のお二方からプレゼンテーションをしていただきたいと思っております。その後には本日のテーマに関する審議ということでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、事務局のほうから、本日の論点と資料のご説明をお願いいたします。

【税制調査担当課長】 本日のテーマは、「少子高齢化、人口減少社会における税制」でございます。最初に、「第1回小委員会の論点」という1枚ものをご覧くださいませでしょうか。本日の論点としましては、「少子高齢化、人口減少社会と税制のあり方」、「今後の社会保障と税制の役割」、「税制の所得再分配機能のあり方」につ

きご審議いただきたいと存じます。

続きまして、資料について説明させていただきます。恐れ入りますが、「第1回小委員会〔少子高齢化、人口減少社会における税制に関する資料〕」という冊子になったものをご覧くださいませでしょうか。表紙の後に目次が2枚ございまして、その後、資料1から資料12までは少子高齢化、人口減少社会についての資料になります。

目次の次の1ページになりますが、1ページの資料1は、「日本の人口の推移」でございます。現在、総人口は減少局面にございまして、生産年齢人口の割合は1990年代より既に低下し始めております。2060年の総人口は1955年と同程度の9,000万人を割り込み、高齢化率は約40%に達し、生産年齢人口の割合は約50%にまで低下するとしています。

続きまして、2ページの資料2でございます。こちらは、「今後の人口構造の急速な変化」でございます。2030年から2060年にかけては、特に生産年齢人口が急速に減少し、2060年には2013年の55%程度にまで、年少人口も2013年の48%程度まで減少し、1年間の出生数は2013年の半数以下にまで減少するとしています。

3ページの資料3は、「人口ピラミッドの変化」でございます。2060年には75歳以上の割合が著しく高まり、現役世代の1.2人が1人の高齢者を支えることになると想定されております。

続きまして、4ページの資料4は、「諸外国の65歳以上人口の割合の推移」でございます。我が国が世界でも類を見ない速さで高齢化が進んでいくことは周知のとおりでございますが、お隣の韓国でも、我が国と同じような急カーブで高齢化が高まっていくと推計されております。

5ページからは東京都の人口に関する資料になります。資料5でございますが、上段は「東京都の人口の推移」でございます。こちらは本調査会からも3名の方が委員をお務めいただいております「東京の自治のあり方研究会」、この後、「あり方研」と省略させていただきますが、そのあり方研が先日発表した最終報告から抜粋したものでございます。

東京都の人口は、終戦の1945年に国内シェアが5%を切るまでに減少した後、高度成長期には一貫して増加を続けまして、その後は人口・国内シェアとも鈍化した時期もございましたが、2000年以降はまた再び増加基調にございます。

資料5の下段ですが、こちらは東京都の政策企画局が昨年12月に発表いたしました「東京都長期ビジョン」の推計で、先程のあり方研とは推計値が若干異なりますけれども、こちらは年齢階級別人口の推移が公表されているため、両方の推計を掲載させていただきました。

続きまして、6ページの資料6でございますが、こちらは「東京都の人口ピラミッド」の将来予測を男女別に示した東京都長期ビジョンからの抜粋でございます。団塊世代、あるいは団塊ジュニア世代が突出した形となっております。

7ページの資料7は、あり方研の最終報告から、「東京都の65歳以上人口の推移」を2010年を100とした2050年までの指数でございまして、上段の①は区部を、下段の②は市町村部を示したものでございます。2030年ごろまでは全国と同水準のペースで高齢者が増加してまいります。その後は全国よりも急激なペースで高齢化が進んでいくとしています。2030年のところに楕円の印がついておりますのは、このあたりを境に急増するということをあらわしております。その要因は、高度成長期に東京への流入人口が急増してございまして、この時期に生まれた世代の東京都の国内シェアが高いため、この世代が2030年ごろから高齢者層に入ってくるということでございます。反面、全国では人口減少が進んでございまして、高齢者数も横ばい、または緩やかな増加に留まりまして、大都市と地方の状況はかなり異なってまいります。

続きまして、8ページの資料8、こちらは同じく「東京都の75歳以上人口の推移」を示したものでございませ

す。75歳以上人口は2035年ごろを境に、全国よりも急激なペースで増加していくとしております。

9ページの資料9は、こちらは東京都長期ビジョンの推計でございまして、上段は「東京都の家族類型別世帯数の推移」でございまして、単独世帯の増加に伴いまして、世帯数は2030年ごろまでは増加していきますが、その後は人口減少の影響によって減少していきます。

下段は、「東京都の世帯主の年齢階級別の単独世帯の推移」でございまして、高齢単独世帯は2010年の65万世帯から2060年には120万世帯へと、ほぼ倍増いたします。特に75歳以上人口の高齢単独世帯は2010年の34万世帯から2060年には83万世帯へと一貫して増加していきまして、高齢単独世帯の7割が後期高齢者の単独世帯になるとしてしております。

続きまして、10ページの資料10の上段でございまして、こちらは「25歳～29歳の未婚率の推移」を東京都及び全国を男女別に示したものでございまして、東京都と全国との未婚率の差は近年縮小傾向にございまして、下段の棒グラフは、年代別、男女別に見た東京都と全国の未婚率の差を示したものでございまして。

11ページの資料11は、2013年の「各都道府県の合計特殊出生率」で、大都市を擁する都道府県は軒並み全国平均を下回っております。特に東京が突出して低くなっております。

続きまして、12ページの資料12でございまして、こちらは札幌、仙台、東京都特別区、名古屋、大阪、福岡の「主要都市の圏域人口シェア及び合計特殊出生率の推移」でございまして、こちらもあり方研の最終報告からの抜粋でございまして、6都市とも当該都市の属する都道府県と比較しまして出生率の水準は低く、特に一番上になりますが、札幌市の合計特殊出生率は直近では1.08と、東京都特別区の1.07とほぼ同水準となっております。

次の13ページからは社会保障についての資料になります。資料13ですが、こちらは国民負担率を対国民所得比で国際比較したものでございまして、我が国は40.5%で、多くのヨーロッパ諸国よりも低い水準にございまして。

続きまして、14ページの資料14になります。こちらは主要国の財政赤字も含めた潜在的な国民負担率を国際比較したもので、日本のみ2015年度見通しの数値に置きかえております。2015年度は、日本では過去最高の43.4%になるとされております。

15ページの資料15は、「社会保障給付費の推移」でございまして、1970年から2014年までの間の国民所得額の伸びが6倍程度であるのに対して、社会保障給付費総額は約33倍、年金は約62倍に増大しております。2000年と2014年を比べましても、国民所得がほぼ横ばいであるのに対し、社会保障給付費総額は約1.5倍に増大しております。

続きまして、16ページの資料16になります。資料16は、2014年度予算で見ました「社会保障の給付と負担の現状」でございまして、社会保障給付費総額は115.2兆円に達しておりますが、うち保険料で賄っているのは64.1兆円で、税や公債による公費負担が42.9兆円に達しているというものでございまして。

17ページの資料17は、保険料収入の伸びに比べて、公費負担割合、負担額とも年々増大していることを示した図になります。

続きまして、18ページの資料18になります。こちらは、年金、医療、介護の各制度別に見た保険料、国庫負担、地方負担がそれぞれどの程度となっているかを図示したものでございまして。

次の19ページの資料19は、2014年度と1990年度を比較しまして、公債金が額で5.6倍に、歳入に占める割合が10.2%から43%にまで増大しているという「歳出・歳入構造の変化」を示したものでございまして。

続きまして、20ページの資料20になります。上段は、平成24年度決算における都道府県と市町村の目的別歳出額の構成比を示したものでございまして、民生費が全体の約4分の1近くを占め、下段は平成14年度を1

00とした平成24年度の指数が162と、民生費が突出していることを示したものでございます。

21ページの資料21の上段は、平成14年度以降の民生費の内訳の推移を示したものの、下段は平成24年度決算の民生費の内訳を都道府県・市町村別に分けたものでございます。

続きまして、22ページの資料22になります。資料22は「社会保障給付費の見通し」で、2025年度までにGDP、年金、医療、介護等の経費が、それぞれどの程度増加していくのかを図示したものでございます。

23ページの資料23は、公的年金の支給額の総額をマクロ経済成長の範囲に抑制するという「マクロ経済スライドの仕組み」を示したものでございます。昨年、消費者物価が上昇したことから、今年度初めて適用されまして、年金給付額の伸び率は0.9%に抑制されております。

続きまして、24ページの資料24は、消費税率の引き上げに伴いまして、その引き上げ分の税収の使途を明確にし、社会保障財源化することを明文化したことを示したものでございまして、資料25のほうは、社会保障財源化された消費税の使途を図解したものになります。

26ページからは税制の所得再分配機能についての資料になります。資料26でございますが、こちらは内閣府の「平成21年度年次経済財政報告」から抜粋したものでございます。我が国は左側のグラフの社会保障給付を含めた再分配効果も下位に位置しておりますが、右側のグラフの税による再分配効果のほうは、比較対象国中で最も低くなっております。

27ページの資料27、こちらも同じく「平成21年度年次経済財政報告」からの抜粋でございます。上段の(1)では、当初所得の格差は拡大傾向にあります。社会保障による改善度が調査ごとに高まっておりまして、再分配所得のジニ係数は緩やかにしか上昇しておりません。しかし、中段の(2)のように、税による改善度は逆に低下傾向にございます。特に1988年、1999年の税制改正によって、所得税の最高税率が引き下げられましたが、その引き下げ後には税による所得再分配効果が低下しておりまして、下段の(3)は、その税制改正を受けて所得税の税率が変化した年の課税所得に対する所得税額の変化を示したものでございます。

続きまして、28ページの資料28の上段でございますが、こちらは「平成23年所得再分配調査報告書」からの抜粋でございます。ジニ係数の変化を数値で見たものでございます。当初所得格差は一貫して拡大しておりますが、再分配によるジニ係数の改善度は調査ごとに高くなっており、所得の均等化が進んではおります。しかし、下段の「年齢別再分配前後の所得格差の変化」をご覧くださいますと、再分配効果は高齢者層に偏っておりまして、現役世代のジニ係数の改善度はわずかでしかないことを表しております。

29ページの資料29、こちらは「正規雇用・非正規雇用の労働者の推移」でございます。右側の枠内は年齢階級別、男女別、雇用形態別の内訳を示したものでございます。

続きまして、30ページの資料30になります。資料30は、東京と全国とを比較した「非正規雇用比率の推移」になります。

また、31ページの資料31、こちらは全国の被保護世帯、実人員、保護率の推移でございまして、平成1桁ごろを底に、近年は上昇し続けております。

続きまして、32ページ、資料32の上段、こちらは生活保護の東京都の推移でございまして、保護率の2本の破線をご覧くださいますと、東京都では全国と同じようなカーブで上昇しておりますが、全国の保護率との差は拡大しております。下段の左側は、全国に占める東京都の被保護世帯数と全世帯数の割合との比較、右側は全国に占める東京都の被保護実人員と全人口の割合との比較で、生活保護を受けております都民は全世帯数・全人口の国内シェアを大きく上回っているという実態がございまして、

グラフ中に数字が入っていませんが、下段の方ですが、平成25年で見てまいりますと、東京都の世帯数の国内シェアが11.8%であるのに対して、東京都の被保護世帯数の国内シェアは14.1%でございます。右側になります。東京都の人口の国内シェアは10.4%であるのに対して、東京都の被保護

実人員の国内シェアは13.6%となっております。

33ページの資料33になります。こちらは消費税率5%時の平成23年度のデータになりますけれども、「収入階級別の実収入に対する税負担」を示したものでございます。また、下段の「収入階級別の実収入に占める税負担割合」の一番左側になりますが、棒グラフの黒い部分で示された消費税負担割合は、高所得者ほど小さくなっているという図でございます。

最後の34ページになりますが、諸外国ではこの資料34のように、例えばカナダでは類型1のように、消費課税の逆進性を緩和するため、低中所得世帯に対する直接給付制度を講じております。また、類型2や3のように、就労促進や子育て支援等を目的とした税額控除措置によって、税制による所得再分配機能を講じている例がございます。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。中身に関する議論は、お二人の先生のプレゼンテーションの後ということになりますが、まず初めに、ただ今ご説明がありましたこの資料の中身について、何かご質問があればお願いいたします。グラフの見方とか何かがあれば、遠慮なく聞いていただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、プレゼンテーションの方に入りたいと思います。まず、〇〇委員の方からよろしくお願いたします。

【委員】 中央大学の〇〇と申します。私は、専攻は政治学でございまして、社会保障や福祉の方には若干越境しているのですが、税についてはからきし素人でございまして、こうした委員をお引き受けしてどうしたものかなという風に思ったのですが、今日奮勇を振るいまして、例えば地方法人税等について、普段ぼんやりと考えていたことをお話しして、委員の先生方にいろいろ教えていただきたいということでございます。

(PP)

基本的に、都の税収でも多分3分の1位の割合を占める地方法人二税でございますけれども、これが国税化されたり、あるいは地方消費税に置きかえられたりする、その理由はわからないでもないのですが、もう少し前提になる、これは釈迦に説法ですけれども、シャープ勧告が都道府県が企業にある種の税を課することが正当であると。それは事業及び労働者がその地方に存在するために必要になってくる都道府県の経費支払い、サービスとの関係であると。こういう応益性において、特に法人事業税を正当化していたわけでありまして。

ただ、応益性といっても、益の中身が法人に見えているのか。可視性です。それから、応益といった時の益の内容というのは、果たしていつも変わらないのだろうか。この益の中身を、例えば地域で働く人たちと企業双方にとって益になるようなウィン・ウィン(Win-Win)関係に変えていくことも可能ではないだろうか。あるいは、応益性と応能性が対比されるわけですが、益の中身を変えることによって、法人企業、そしてそこで働く人たちともに能力を高めていくということも可能なのではないかとということです。

(PP)

このスライドは、昨日夜慌てて付け加えたものでございます。いつも自転車操業で、プレゼンの中身は前日にならないと真剣に考えないところがありまして、申し訳ございません。

これはさっき、事務局から詳しくお話があった、少子高齢化に関わって、今、実は企業がやるべきことというのは少子高齢化に関して非常に大きい。企業も実はそれをやりたい。しかし、そこに足を踏み出せないジレンマというのがあって、そのジレンマを解消する法人税の役割、あるいは税のガバナンスの形というのがあるのではないかとということです。

例えば、東京都はさっき合計特殊出生率が1.13だった。みんな予定子供数<希望子供数であるわけです。何で

かという、やはり子育てコスト。このコストはどうなっているかという、まず、22歳までお子さんを全部公立にやっかとして、養育費と合わせて実費コストが2,985万円です。

しかし、この実費コストというのは氷山の一角であって、もっと大きな機会コストであるわけです。要するに、お子さんを産み育てるために、大卒でフルタイムで働いていたお母さんが会社を辞めて、お子さんが6つになったときにパートで会社に戻るとする。その場合、ずっと働いていた場合と子供を産み育てるという決断をした場合の生涯賃金の差が、これはちょっと前の国民生活白書が出しましたけれども、2億2,100万ということですから。要するに、お子様1人当たり2億5,000万円かかっているわけでありまして。

まず、実費コストの方から考えるならば、ここにさっきの企業のジレンマという問題が関わってきます。日本の公教育費支出、これはGDP比で3.8%でございます、OECDのポルトガルとかスペインとか、そういった国に加えた平均の5.6%より低くて、圧倒的にびりっけつであります。

何で日本の公教育支出はこんなに低いのかというのは、これまで企業が基本的に実社会で役立てる知識は今全部自分のところで教える、という教育訓練コースで全部抱え込んでいたわけですね。したがって、公教育に何も期待しない。むしろ、余計なことを教えないでほしい。公教育に対する経済の期待がここまで低い国は珍しいわけでありまして、それが実費コストにつながっていくわけです。しかし、今、企業はこんな教育訓練のコストを抱え込んで大丈夫なのかということでもあります。むしろ呻吟をしているわけです。例えば、地域の教育訓練のサービスが活用できるものなら活用したいわけです。

もう一つ、機会コストのほうです。これは、何でこんな機会コストが高くなるかという、要するに女性が働きにくいからです。あるいは、会社に居続けるのがなかなか難しいわけでありまして。

では、企業は女性を追い出したいと考えているのか。そんなことはないわけでありまして。今、皆さん大学の先生が多いですけども、試験をつけていても女の子の方ができるわけです。会社はそれをよくわかっていますから、何とか使いたいわけでありまして。しかし、ここには経営学で言う統計的差別という議論があって、会社は女性を活用したい、新入社員の中でも女の子はできるなど思っているのですけれども、コストを投入しても辞めてしまう確率が非常に高い。だから、処遇、あるいは訓練の対象等の面で、女性をきちっと扱うことを避けてしまうわけです。

要するに、保育サービスが充実される、女性が働き続けることができる、そういう議論は世の中で聞こえてくるけれども、恐らくそれは余り当てにできないだろうということで、会社は女性をきちっと活用していくという戦略に足を踏み出せないわけでありまして。であるからこそ、女性は逆に今度は本当にその予測どおり辞めざるを得ないという相互拘束的な事態が進んでいるわけです。これも先ほど、公教育に対する信頼がきちっとあれば、会社がそのコストを外部化するならば、地域と会社をウィン・ウィングゲーム (win-win game) が展開できるというのと同じように、きちっとした女性活用のインフラとして保育サービスが提供されれば、この統計的差別が解消していくわけです。

にもかかわらず、企業はそういう形でコストの外部化をしたいのだけれども、そこにトラストがないから足を踏み出せない。

では、企業は税について何を要求しているか。これは社会保障制度改革国民会議というのをやっていたけれども、そこで経団連のヒアリングなんかをして、私は愕然としたのですけれども、何を税の使途として要求するか。年金なのです。年金の2分の1をもっと負担をふやしてほしい。要するに、企業にとって税というのは取られるものだけであって、返ってくるものではない。これは個人にとってもそうです。個人にとっても、日本人にとって税というのは取られるものであって返ってくるものではない。

したがって、税が還元されて経営を支えるということを信頼できないから、かといって日本は税負担が大きいわけではなくて、税負担がむしろ低いわけです。社会保険はみんな余り文句を言わないで保険料を出すから、ど

んどん上げるということです。

ところが、社会保険の連帯と税の連帯というのは、社会保険の連帯というのは、失業とか加齢とか、身近なリスクについての連帯で、税についての連帯というのは困窮とか、やや縁遠いリスクに対する連帯ですけれども、身近なリスクに対する連帯のお金をどんどん引っ張って、しかもこれは財政調整や何かをがんがんで、健保組合から後期高齢者、医療制度なんかへの支援金を出させるから、社会保障の連帯も分かりにくくなる。当然、それをステップに税の連帯の感覚も育たないという状況の中で、ともかく社会保険料負担を少しでも減らしてほしい。税が返ってくると端から信じない。こういう形になっているわけです。

逆に社会も企業に対してきちっとサービスを提供して、その代わり皆さん、ちゃんと雇用という本来の役割でミッションを果たせということを要求できない。こういう形になってしまっているわけでありませう。

(PP)

シャープ勧告が言った、事業及び労働者がその地方に存在するために必要となってくる都道府県施策の中身において、今、公教育、これは訓練も含めてですが、それから保育サービスの話をしましたが、それをはっきりさせて、法人とある種の社会契約を結んでいくということが非常に重要になっているわけでありませう。

(PP)

もう一つは、事業及び労働者を巡る転換といったときに、労働者が相当弱っているということです。ここを重視するというのが3のスライドです。これまでは、支える側、支えられる側の二分法が通用していて、支える側というのはまん丸びかびかの強い個人だという思いがあったわけでありませう。

実は、まん丸びかびかを装えたのは、これまで潰れない会社があつて、家では専業主婦の奥さんがいて、お茶漬けをつくってくれて、子供を幼稚園に送り迎えしてくれるからこそ、まん丸びかびかを装えたわけですけれども、実はそういう条件は全部吹っ飛んでしまった。

企業は今、大変な人材不足を言うわけですが。しかし、今、企業というのはまん丸びかびか風の個人が入ってくることを期待しているわけですが。そんなのはもうないわけですが。だから、中小企業を中心としていますけれども、大企業を含めて大変な人材不足と社会的排除というのが同時並行で進行する事態になっている。

(PP)

それが、これも先程事務局からお話のあつた、特に東京では生産年齢人口と高齢人口の比率が接近をしてきて、しかも東京では高齢者の単身化、男性単身世帯が急増しているわけでありませう。先ほど、もうくしゃつとしていくというふうに言いました。あるいは、非正規化によって訓練の対象から、少なくともまだ企業内の教育訓練、しんどいのだけれども、企業が何とかこれを続けているわけですがけれども、非正規はその対象にならないから、当然労働生産性は低くなる。女性は、最初の子供のときに6割以上は会社を辞める。つまり、1対1になっていないわけでありませう。支える側と支えられる側、支えられる側はとにかく重くなっている最中に、支える側の実数というのが0.5とか0.4、そういう感じになっているわけでありませう。

(PP)

こうした中では、当然、企業の要請と地域社会の持続可能性というのは一体になっているわけですが。それをいかに可視化するか。それから、ウィン・ウィングゲーム (win-win game) の中身、企業にどういった利益を提供するのか、それをはっきりさせる。

例えば、北欧でも、北欧といってもデンマークは法人税はほとんど取らないで、所得税で回収する仕組みです。それに対して、スウェーデンも法人税はそんなに高くないと言うけれども、そうではない。スウェーデンの場合は、雇用主のペイロールタックス、日本では社会保険料にカウントされる場合も多いですけれども、大体税の三十五、六%ぐらいのペイロールタックスを企業は負っているわけですが。保険料と言うけれども、英語ではペイロールタックスです。

それがどういう風に使われて、企業の益にどういう風になっているのか。これはもうペイロールタックスの構成からして一目瞭然であります。例えば、両親保険という、これは育児休業中の所得保障制度ですけども、その負担を企業が全部やっているわけです。でも、これによって企業は良質の女性労働力を確保できるわけがあります。あるいは、教育休暇制度とあって、従業員がいかなる理由でも会社の業務とほとんど関係ないお勉強をすればいいわけでも、経営者はそれを認めて、その負担の一部をしなければいけないわけです。これは全部ペイロールタックスの費目という形で現れているわけでありまして。こういう企業にとっての益の中身ということをはっきりさせる。

実は、それが企業の利益と言うと怒る人がいるのですけれども、今の企業の利益そのままを追求しろと言っているわけでは決してありません。益の中身を変えていけと言っているわけです。その変えていく益の中身というのは、実は地域で暮らす人々の益と直接つながっているということです。そこで東京都と市特別区の連携というのがすごい重要になっているぞということです。

(PP)

5のスライドというのが、先程挙げた教育訓練、子ども・子育ての支援サービス、それから医療・公衆衛生です。例えば、今、会社の管理コストの相当部分が鬱対策になっているわけでありまして、そのコストが大変なことになっているわけでありまして。この図の細かい説明は省きます。

(PP)

これから新しい生活保障ガバナンスという、これもあらあらの図で、ご確認いただければいいわけですが、だんだん中央政府が所得保障をやっていくという形になって、都道府県と市町村がサービス給付、所得保障の現金給付に対してサービス給付をやっていく。ただ、サービスというときに、それは受け身の保護ではなくて、能動的な社会参加を促す参加保障になってくる。それが私がずっと言っていることですけども、これに関しては、例えば今、市や特別区が地域包括ケアをやっていく。しかし、そこで医療についての人材供給や事業計画づくりというのは、これは基礎自治体では賄いきれなくて、東京都の役割はどんどん増えてくる。あるいは、今、基礎自治体で困窮者自立支援法をやっていく。ところが、その窓口を作っても、そこからどうつないでいくか。特に、中間的就労とか雇用です。

これまで日本の基礎自治体にとって雇用というのは、福祉と関係ない人です。福祉というのは働けない人たちのもの。ところが、今、サポートをすれば働ける人が増えているわけでありまして、企業もまさに雇用のダイバーシティ化で、人材不足とただ不平を言っているのではなくて、まん丸ぴかぴかではなくても一旦入れてもらう。そこでの就労経験がなければ、みんな能力を高めることができない訳です。そういう接点を模索してもらうことが大事になっています。

いずれにせよ、そういう趣旨を持った生活困窮者自立支援法がこの4月から施行されたわけですけども、さっき申し上げたように、雇用については日本の自治体は不得手である。これについては、やはり都道府県が能力を高めていかなければいけない。特に、医療、雇用で都道府県が能力を高めることが、地域包括ケアや困窮者自立支援のために非常に重要になる。こういう連携です。

(PP)

それがさらに企業にとっては、教育、訓練、健康管理等のコストを外部的に効率化し、そして流動化をしていく。ダイバーシティ経営を実現していく。それを可能にするし、公共サービスを提供しながら、雇用の質を高めてもらうことを地域は企業に対して要求するという関係が作られなければいけないのだろう。そういう方向でお金を使っている国は成長率も高いということです。

(PP)

にも関わらず、企業は年金に金を使えなんていうことを言っている。ここを変えていくということです。

(PP)

今、にも関わらず、地方法人二税については何か意義がぼんやりしているということで、国税化とか税源交換の対象になるということです。

その理由として、もう一つはやはり偏在性の問題で、地方創生なんていうスローガンがある中で、東京都に財源が集中しているのではないだろうかということですが、要するに地方創生の背景というのは、私は地方発・東京流入型の困窮と言っているのですけれども、要するに896の自治体が2040年に消滅モードに入る。それは20歳から39歳の女性が暮らしていけなくなっているわけです。扶養能力のあるパートナーもいない。実はその年代の女性が東京に押し寄せているわけではなくて、東京に大学生あるいは高専等で入ってきた女性が地方に帰らなくなっているわけです。その年代の人口は、流出人口のほうが東京は多かったわけです。要するに、その年代になると、田舎から電話がかかってくる、そろそろ身を固めなよとか言われるのだけれども、田舎からそんな電話をかけられる状況がないわけでありまして、流出が止まっているわけです。

そこで、東京の女性が、では東京で豊かに暮らしていけるか。そんなことはないわけでありまして、現役世代単身の女性の貧困率は今はもう3人に1人になっているわけです。それを考えていくと、地方創生、ともかく企業を外に出す、人を追い返すというようなことばかり言っているわけですが、まず東京で暮らしている現役世代を支援する。それを疎かにしてはいけません。

もう一つは、消費税とか国税化して地方に分配すればよみがえるのか。そんなことはないわけですが、地方でも、雇用と公共サービスの相乗的な発展を追求する、それぞれの地域ごとの取り組みというのが追求されなければいけないわけです。〇〇元総務大臣風に言えば、汗をかく税制です。〇〇さんの場合は固定資産税とか住民税を想定していると思うのですけれども、そういう形をつくる前提があって、それを支援する財政調整があってしかるべきなのだろうと思います。

ただし法人事業税の中でも、偏在性が少ないから付加価値割分を増やすということですが、これは雇用に対して、よく言われるように、雇用を増やすと付加価値割分が増えてしまうということはない、ニュートラルだというのはわかったのですけれども、ニュートラルで雇用は増えるかなというところもあって、これが1億円以上になっているというところもあるのですが、もうちょっと雇用の拡大のインセンティブになるような法人税の形というのは何かないかなといつも思っているのです、そのあたりを教えていただければと思います。

(PP)

もう「まとめ」はやめます。ありがとうございました。

【小委員長代行】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇委員のほうから引き続きプレゼンテーションをお願いできればと思います。

【委員】 所用で11時過ぎに失礼いたします。申し訳ございません。

【小委員長代行】 そうしましたら、〇〇先生のプレゼンテーションは待っていて、先に〇〇先生のプレゼンテーションのところでご質問ですね。今の〇〇先生のご報告について、ご質問その他がございましたら、ここで時間をとりたいと思います。

では、〇〇先生、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。大変説得的なお話だと思って、いつもお伺いしているのですけれども、幾つかご質問させていただければと思います。

雇用がないといけないというのはそのとおりだと思うのですけれども、都道府県や市町村の就労促進とかは、基本的に出口がないので、Aさんを就職させればBさんが失業するだけで、現実的にはほとんど徒労感だけです。総雇用を増やすということを、そもそも自治体ができない限り、全く自己欺瞞ではないかというのが第一点です。つまり、総雇用を増やせば、端的に言えば失対事業、あるいは昔で言えば公共事業、あるいは官公需によ

る準市場の創設というのがあればできるのかというのが第一点目のご質問です。雇用が大事だというのはおっしゃるとおりだと思うんですけども、それが難しいのではないかなというのが一点目のご質問で、どうすればいいのかということです。

二点目は、企業が教育とかちゃんとやらしてもらえばいいというのは、そのとおりだと思うんですけども、それはいわば集合行為問題であって、他人の負担でやらしてもらうのはいいけれども、自分の負担でやりたくないというものです。いわば競争的な企業は、自分は負担を逃れようとする。全ての企業が負担を逃れると、日本経済全体は沈没する。つまり、日本資本主義は崩壊する訳ですけども、個々の企業にとっては別に日本資本主義が崩壊してもどうでもいい訳ですよ。つまり、どこかに行ってしまうといい訳ですから。

だから、先生の議論は、個別企業に対して説得力があるのか。つまり、スウェーデンのようにピーク・オーガニゼーション（頂上団体）があれば、集合行為を阻止することはできますけれども、日本経団連にはそういうまともな総資本としての能力がない。総資本としての能力がない国の資本主義はもちろん崩壊するのですけれども、彼らにはそれは崩壊を止める能力はないのではないかと。結果的に日本経済は空洞化していくだけである。マルクス流に言えば、総資本という概念ですよ。総資本という概念がない限り資本主義経済は成り立たないということですけども、果たしてスウェーデンのような合理的行為ができる国民と、愚かな行為しかできない日本国民では、やはり先生のモデルは余りに有能な国民を前提にし過ぎているのではないかと。日本の近視眼的な企業人を前提にすると、およそ説得は困難ではないかというのが第二点目ということでもあります。

第三点目は、年金の問題はどう見るのかということだと思うのです。年金に税金を使いたい。ただ、これは現金給付なので、いわば老人の内部留保を生み出すだけで、過剰蓄積になって消費過少になるというメカニズムを持っているのです。いわば年金自体がデフレ経済のがん、所得保障ががんであるという観点からすると、全部現物給付に変えるというロジックになると思うのです。先生は年金自体について、むしろ崩壊させてしまった方がいいのではないかとという意味で大胆に言うておられるのか。あるいは、給付を下げれば、事実上それは年金というような過剰蓄積を止めさせるということになる。過剰蓄積はI Sバランスがなければ、いわば生産力上昇、デフレの原因になるということだと思うので、この年金を止めさせるということでのよいのか。

逆に言えば、放っておけば、若者は年金を払わないという合理的行動をしていますから、いずれ年金は崩壊するというところで、むしろ年金が崩壊すれば世の中はもっと良くなるということなのかなというふうにお伺いしたのです。そこら辺、三点を教えていただければと思います。

【小委員長代行】 お願いいたします。

【委員】 まず、雇用の総量を増やす、そのとおりです。それで、二つのレベルで必要かなというふうに思います。一つは、大企業を含めて企業における雇用を増やすわけですけども、これは先程強調したように、軒並み人材不足、人手不足を示すDI指標なんかは16カ月連続で大変甚だしい人手不足を示しているわけでありませう。でも、何で雇わないかという、まん丸ぴかぴかの個人が来るのを待っているというのと、それから一旦来たら首を切れないから心配だよなということで躊躇するというところで、その2点において、先程申し上げたように、機能の外部化を通しての流動化という方向しか、人材不足をトータルとして解消していく道はないのではないかと、そこをやるべきではないかということです。

もう一つ、〇〇先生がおっしゃっていたこととしては、地域における雇用ですね。いろいろ就労困難を抱えている人たちの雇用です。実は、日本の地域では、雇用のために使える制度というのはかなりいっぱいあるのです。ところが、それが全部細分化されて期限が区切られている。

これは何かというと、昔、失対事業というのは日本で相当幅広く行われていたのです。60年前後は30万人ぐらいたっていったわけです。ところが、めっちゃめっちゃ強力な組合が出てきて、厚労省はさんざん苦しめられた。それがトラウマになって、もう失対事業は嫌だということで、ともかく地域で雇用を創出していくということに

ついてはすごく腰が引けているわけでありませう。

99年以降、都道府県に基金を積み立てて緊急雇用創出をやってきたのですが、それからシルバー人材センターとか、あるいは障害者福祉の就労移行支援、就労継続支援とか、それを全部合わせると結構な雇用創出リソースがあるのです。でも、それが効率的に使われていない。私はベーシックインカムよりベーシックワークみたいなものを地域できちっと制度化していくことは可能なのではないかと。その二点です。つまり、企業レベル、それからもっと就労困難な人を対象とした地域レベルの雇用を膨らませていくことは可能であると思います。

それから、資本の善意を信じるというのは何事だということがあるのかもしれませんが、それはよくわかりませう。どんどん外国に出てしまうならば、例えば半ば冗談、半ば本気で言うのですが、経営者に愛国心をちゃんと教える。君が代を斉唱させて、国旗を掲揚する。ただし、私はそんなに経営者のナショナルな帰属性というのは完全に蒸発してしまうものかなとも思います。もし、人生というのが300年ぐらいだったら蒸発するかもしれないけれども、60年ぐらいの人生では余り蒸発し切れないのではないかなと思ったりします。

それよりも何よりも、これまでの日本企業というのは、地域のインフラをきちんと使いこなすという経験を余りに欠いている。これはやってもいいのではないかとということ。例えば、スウェーデンの資本はどんどんアセンブリーラインは外へ出してしまいます。でも、ヘッドクォーターは外へ出しませう。それは、やはりスウェーデンが提供している人的資本の供給が頼りだからです。

それから、年金ですが、さっき年金にお金を使うのは余りよろしくない。確かに、ギリシャとかは社会保障システムの6割は年金で、もう55歳とか50歳で早期退職させるわけ。無理やり理屈をつけて。これはませうと思います。

だけど、日本の年金というのはそんな風にはなっていないし、しかも人生後半の社会保障と言いますが、日本の高齢者の貧困率はすごく高いわけ。では、それはどうなっているかということ、正確に言えば、日本の社会保障は人生後半というよりは退職後の社会保障です。つまり、現役時代に大きな社会保険に入っていた人は非常に厚く遇されるのだけれども、それ以外の人は逆に極めて厳しい。しかも、東京はそうした中で単身非正規、無職の高齢者が増えているわけ。要するに、現役時代に非正規だから結婚できない、厚生年金にも入れない、家族を持たないままきましているわけ。それで老後破産みたいな人が生まれているわけ。単純に年金にお金が集まっているというわけではない。ただ、豊かな人たちの年金というのはありますので、カナダでやっているクローバックみたいな感じで、基礎年金投入分も豊かな層からもうちょっと返してもらっていいのではないかなと思います。

とりあえず以上です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。〇〇先生、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問はいかがでしょうか。〇〇先生、お願いします。

【委員】 お話の中で、地方法人二税の応益性を可視化すべきだというご主張で、これまで北欧ではそういうことが可視化されているのだけれども、日本では可視化されていないということだったので、どういう理由で日本では可視化されていないというふうにお考えかということ、これから可視化していく上ではどういうことをやっていくべきだというお考えですか。

【委員】 ありがとうございます。15分ぐらいのプレゼンでしたので、非常に説明不足だったと思います。

これまで日本の生活保障というのは、基本的に企業集団内で株式の相互持ち合いをやって、しかも業界に対しては護送船団方式の行政指導で、要するに潰れない会社をつくってきたのです。90年代の終わりになるまで、多くの日本人は大きな日本の会社が潰れると思っていなかったわけ。であるからこそ、潰れない会社というマイクロコスモスの中で、賃金が家族賃金化し、児童手当と家族手当に相当する、ヨーロッパであれば社会的給付として給付されるものが年功賃金に上積みされてきたし、それからヨーロッパであれば、先程申し上げた

ように公教育という形で提供されるようなものが、日本では企業内の教育や職業訓練が代替する。会社にどのような人材を大学に育ててほしいですかとヒアリングに行ったことがあるのですが、それは随分前ですけども、人事部は半ば苦笑して、余り無理しないでいいですよと。大学というのはサークルとか一生懸命やらせて、そつのない融和的な人材を作ってくださいということです。そういう形で、会社が公共サービスの機能を全部内部化した。その前提として潰れない会社というのがあったのではないかなと思います。

であるからこそ、おっしゃるように、日本では可視化というよりも、そもそも見えるか見えないかの以前に、企業がそうした公共サービスを使ってなかったのです。応益関係が強くなかったわけです。でも、もう会社はそのような余裕を失っているわけであって、そういう意味では、応益関係をつくり出しながら、それを可視化していくということも考えなければいけないのかなと。それがお話の趣旨でした。

【小委員長代行】 よろしいですか。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

そうしましたら、次に〇〇先生のほうからプレゼンテーションをお願いします。〇〇先生、よろしかったら、〇〇先生のご報告の後、少しご発言いただければと思います。

【委員】 それでは、約15分ということで、雑駁なお話になりますけれども、お話しさせていただきます。〇〇と申します。

今年から委員の方をさせていただくということで、一応自己紹介を兼ねてということだと思っておりますが、もともと政府関係、要は中央と地方の財政的な関係の話を、日本ではなくて、実はフィリピンという非常にマニアックな対象で、90年代以降のフィリピンの地方分権改革がいかに世銀やIMFが推奨しているそれとは違ったものだったのかということの研究しておりました。その後、研究分野を広げたところ、最近の比較政治学のほうの成果も交えながら、財政社会学的アプローチということで、学際的な形で財政というものを歴史と国際比較の2つの軸から見たいということをやっております。そんな私が何をお話しできるのだろうということで、お題をいただいたときに考えました。

(PP)

この場には地方税の専門家の方、私よりもはるかに熟知されている方々がおられますし、そういうところに屋上屋を重ねるのも意味がないなと思ひまして、少し大きな話で、私が近年着目して、実証研究のヒントにしていることのお話をしたいと思います。

少子高齢化、人口減少が経済成長に影響を与えて、同時に現役世代の社会保障負担が急増していくという中で、経済、あるいは財政にどのような影響を与えていくのか。あるいは、そういう中で、例えば高齢者に対する様々な課税をどうするか。あるいは、所得、資産、消費でどうつかまえていくのが公平で、かつ税収を確保できるのかといったようなことが、ご存じのように非常にホットイシューになっているわけですが、その背景に一つ大きい問題として、財政をやっている人間から見ますと、やはり財政の持続可能性をどう確保するのかという話が当然あります。

ただ、その一方で、今日事務局の方にお配りいただいた様々な統計でも明らかですし、あるいは先程の〇〇先生のお話にもあったように、一方で社会の持続可能性も危ぶまれているというところで、簡単に言うと、財政の持続可能性を追求しながら社会の持続可能性を両立させる方策というのは果たしてあるのかという疑問が生じるわけです。

(PP)

まず前提として、現状、国際比較で財政支出の規模、要は大きい政府と小さい政府で財政的なパフォーマンスを見ますと、実は大きい政府のほうが健全財政を保っていたり、逆に小さな政府が赤字が膨張して厳しいことになっている。アメリカは基軸国なので日本ほど危なくないわけですが、ユーロ危機のときも、ご存じのとおり、

南欧諸国を中心に財政が危機的な状況に一気に陥るといったことがあったわけですが、したがって、歳出が膨張して赤字に陥るといった単純な話ではないということは経験的に明らかです。

それを念頭に置いて日本の現状を考えますと、皆様ご存じのとおり、急速な高齢化を伴う人口減少のフェーズに、巨額の公的債務を抱えて突入してきている。非常に厳しい状況にある。それと同時に、高齢化に伴う福祉需要増、あるいは少子化に伴う福祉需要増のみならず、貧困、雇用・所得不安定、つまり新しい社会的リスクと言われるものですね。典型雇用の減少、典型世帯の減少の中で、リスクがある種普遍化しているというような状況もある訳です。

そういう中で、生活保障システムをうまく組みかえながら、厳しい状況の中で、ある程度の効率化も加味しつつ充実させていかないといけないということです。財政面で考えると、どう考えてもやはり財源をきっちり確保していかないと、そういうことはやりようがない。今回の社会保障と税の一体改革のように、多少の財源調達では現在積み上がった巨額の公的債務、あるいは将来的に顕在化する債務を穴埋めするしかできないわけです。

(PP)

そこで、財源確保がいかにか実現されるのか。ここでの一つの鍵は、税負担を人々が受容していく条件づくりが何かしら政策的、制度的に可能なのかという話になります。

租税負担への抵抗、租税抵抗というのが、実は様々な議論が昔からあります。若干ご紹介しますと、〇〇という人が戦後間もなくですけども、財政規模の増大に伴って課税の心理的限界が来るという問題提起をしました。

ところが、財政規模、あるいは税負担の規模の拡大に伴って必ず人々の租税抵抗が高まるかという、実はそういう単純な話ではない。たとえば慶応大の〇〇さんは、ISSP、インターナショナル・ソーシャル・サーベイ・プログラムのデータを用いて、日本の中間層は租税負担が倍もあるスウェーデンの中間層と同程度に租税負担を感じているという重要な事実を指摘しています。

また、〇〇という優れた財政学者がかつておりました。彼が言っているのはこういう言葉です。要するに租税に対する抵抗、あるいは増税に対する同意といったものは、道徳的な説得とか、あるいは理性的な論理によって形成されたり損なわれたりするものであるというよりも、むしろ人間の自然的な衝動や性向、もう少し人間の直感的な部分にかかわるものであって、しかもそれが非常に大きな力で作用するものだと言っています。

(PP)

そんなことも頭に置きながら国際比較で見たときに、非常にわかりやすく二分化すると、財政政策には2つの基本的パターンがあるという見方が可能です。

1つが、これは私のネーミングですけども、再分配的システムで、もう1つはリスクシェア的なシステムである。さらに申し上げますと、再分配的システムというのは選別主義的なシステムであって、リスクシェア的なシステムは普遍主義的なシステムであるということになります。

再分配的なシステムというのは、要するに負担する人と受益する人とが比較的分かれている。もう少し具体的に言うと、人数的に多数であり、安定した所得を持っているがゆえに、主要な租税負担者になる中間層、あるいはそれ以上が負担者となって、選別主義的に低所得層を中心に手厚く福祉をやっていくという形で、負担者と受益者が分断されて、その間で再分配するシステムです。

その場合に税制はどうなるかと言いますと、能力原則重視で累進課税に重きが置かれるということになります。アメリカがその典型になるわけですが、どちらかといえば、日本もこちらに近いということになります。

2番目のリスクシェア的なシステムというのは、一言で言うと、共通のリスクに共同負担で備えましょうという性格が強いシステムになります。典型は北欧で、〇〇先生が私の5倍も10倍もお詳しいところですけども、社会保障の出すほうに関して言うと、ミーンズテストは社会扶助など最低限のものに限られていて、基本的にはニーズに応じて、あるいは所得に関係なく普遍的に給付する。それは、言い換えれば低所得者に限定した所得保

障とか、あるいは所得比例の年金制度とかよりも、むしろニーズベースで出していく、介護、保育等、積極的労働市場政策といったような現物給付に重点が置かれているということになります。それを普遍主義というのですが、では財源を取る方はどうなるかという、これも北欧が典型なのですけれども、累進性が高くない。要するに、共同負担の性格が強いので、比例的な性格が強い。みんなで負担して、みんなが抱えている共通のリスクにみんなで備えましょうというような性格が強いものになります。

(PP)

こういうふうには、二分化したときに、再分配的システムに対するリスクシェア的なシステムの優位性が今日ますます高まっているという点が重要です。それはなぜか。第一に、今日的な社会状況への適合性が高い。要するに、リスクが普遍化してくるわけですね。昔と比べれば、より誰もがリスクを抱える。誰もが所得を喪失するか、あるいは家族の相互扶助機能が弱まる中で、自分が介護の世話になる、自分が保育サービスを利用するというリスクが普遍化している。

そうしますと、これは公衆衛生の分野では「集団アプローチ」と言われるようだけれども、リスクが発現する可能性が高い人口の部分に集中的に資源を投入するよりも、より広く出していくほうがそのリスクに効果的に対処できる。つまり、政策の効果面から見て、リスクシェア的なシステムの優位性が高まっているというのが1つ目です。

第二に、こういうふうにはリスクが普遍化してくると、普遍主義的なサービスや、あるいはそれに対する負担の方法としての比例課税に対する社会的な同意を調達できる可能性というのも高まっているという意味で、リスクシェア的なシステムは今日的な状況に適合的だということも言えます。

(PP)

関連してOECD、EUあたりは、ここ10年ぐらいかかなり発想を転換しています。〇〇先生がお話しになったようなアクティベーションとか、あるいはヨーロッパで「社会的投資」という言葉も使いますが、福祉、社会保障政策を組みかえることによって、経済成長と生活保障を両立させていくという方向に発想が転換している。その一例として、最近のOECDのワーキングペーパーのポイントをスライドに挙げました。まさに教育、訓練とか、失業者の能力向上とか、そういうところが重視されていくわけです。

(PP)

さらに、リスクシェア的なシステム、あるいは普遍主義の優位性を考えるキーワードとして、「社会的信頼」があります。これは、見知らぬ他者同士の間での信頼感をさす言葉です。代表的な研究は恐らく〇〇と〇〇という方のこの辺の研究であるわけですが、今では実に豊富な研究蓄積があります。所得や機会の格差が拡大すると、その社会における社会的信頼が損なわれます。逆に、所得や機会の格差を縮小して、より公平性を高めていくと、ある社会における社会的信頼が高まるという話です。信頼できる者同士が共同負担で、共通のリスクに備えていくということになるわけです。

そうすると、普遍主義的な政策というのは、高い社会的信頼、あるいは政府への信頼によって実現・維持される。かつ、逆の話で、普遍主義的な政策が普遍化するリスクへの対応手段として優れているならば、それは社会的信頼や政府への信頼を向上させることができる。その両方の因果関係について、かなり実証研究が進んでいます。

それにあわせて、スライドに挙げた論文などが典型的に言っていますし、あるいは北欧の方とお話ししたりすればよくわかるのですが、普遍主義というのは社会保障給付の再分配的性格を不可視化する。つまり、自分がとられて誰か弱った人が受益するという納税者の意識を弱めることができ、それによって財政負担への合意を獲得しているという側面が重要です。反対に、選別主義というのは、中間層の人たちはとられる痛みばかりを感じ、自分には返ってこないという形で、中間層の反発を無用に強めるシステムであるということも指摘されています。

つまり、これは普遍主義、すなわちリスクシェア的な財政システムのほうが財政の持続可能性が高いということの意味します。

(PP)

リスクシェア的システムへのシフトが重要だと考えますと、税財政改革の基本線はどういうことが言えるかということで、時間もありませんし、スライドも面積が限られていますので、ぱっと書きましたけれども、多少説明の足りないところで申し上げますと、一つ目のところで年金制度改革です。

年金と医療を何で先に出したかということ、ご承知のとおり、まずそもそも今日本において社会保障システムの規模として圧倒的にこの二つが大きいので、その公平性を高めて、普遍的に同等に保障されているという形にしていかなければいけない。それと同時に現物給付の強化です。教育・訓練みたいなのところも含めた対人社会サービスの体制をしっかり構築して、ニーズベースで広く出していく必要があります。こういう形にしていくことによって日本における社会的信頼も高まり、それに応じて租税負担に対する合意もとれやすくなっていく。それが結果的には財政の持続可能性を高めることになるだろうということです。

④から⑥は税制の話ですが、リスクシェア的システムは比例課税ということで、比例的な所得税とか、あるいは消費税が重要になってくると考えられますけれども、それ以前の問題として日本の場合、先ほどの資料にもありましたが、所得税を中心にした税の再分配機能が余りに弱過ぎるのではないかという話が4番目です。①から④が着実に進むことを前提として、フラットな共同負担に向かっていくのが筋であろうと思います。

地方政府との絡みで言うと、一つだけ、普遍主義的な対人社会サービスの担い手というのが地方政府になりますので、そこに例えば地方消費税を強めていくことは、一つの道として十分考えられることになります。

(PP)

関連するデータをご覧いただくために、幾つか資料をつけました。最初のまず政府をどれくらい信頼しますかというのは、これは皆さんの感覚と変わらない数字が出ているのかなと思います。日本の場合、政府に対する信頼が非常に低いということです。

(PP)

11枚目のスライドのところは、政府が豊かな人に税を課して貧しい人に補助金を支給するということは、民主主義に必須なものか、という質問に対して、左が民主主義に必須ではないというほうで、右側に行けば行くほど民主主義に必須であるという回答になります。北欧の中ではスウェーデンが出ていますが、注目していただきたいのは、実はほかの国と比べて、豊かな人に税を課して貧しい人に補助金を支給ということが民主主義に必須だとスウェーデン人が考えているわけではないということです。アメリカが極端にそういうものを否定しているので、アメリカと比べれば、どこの国も割と民主主義に必須だと言っているのですが、例えば日本と比べてもスウェーデン人は同じような意識です。

(PP)

もう一つ、国民の収入が平等になるように国が統制すべきかどうかという問いについても、これに至っては実はアメリカと同じくらいスウェーデンの人たちというのは否定的なんです。つまり、大きな政府とか、あるいは大きな政府が経済的な自由の領域に手を突っ込んで再分配をして平等を図るということをスウェーデンの人たちが支持をしているわけではない。むしろ、大きな福祉国家のそういった側面を普遍主義的なリスクシェア的システムをとることによって、ある種感じさせない。つまり、リスクシェア的なやり方をしているから、そこに国民的な同意がとれているという可能性を、この統計から読み取ることができます。

(PP)

この後は、社会的信頼と、あと家族とか友人といった狭いところの信頼の話ですが、初対面の人、あるいは隣人がお互いどれくらい信用しているかという点でいくと、日本の場合、驚くくらい相互の信頼関係がありません。

だからといって、では家族の中で信頼があるのかということ、これもそれほどでもないといったような社会的な状況にあるということです。

非常にざっくりした話になりましたが、以上で終わります。

【小委員長代行】 ありがとうございます。それでは、〇〇先生は11時までということですが、もしよろしければ、本日の小委員会の論点、あと〇〇先生のプレゼンテーションを踏まえまして、まずご発言をいただけますでしょうか。お願いいたします。質問もしあれば、それもあわせてお願いします。

【委員】 もう余り違和感はないのですけれども、一つ、今の再分配のパラドックスという言葉がありまして、これは〇〇先生も私も一時期随分強調していたのですけれども、それは何かというと、これは今、〇〇先生がおっしゃったとおり、ターゲティングな、つまり選別主義的というか、税の負担でも社会保障等の給付でも、豊かな層からとって困窮層に渡すということをやっていると、逆にその再分配がうまくいかない。一見、それが一番効率的に見えるのだけれども、余り再分配がうまくいかない。なぜならば、それは多くの支持が失われて、財政の規模が縮小してしまうからと、こういう言い方があった。

ところが、これは最近、若干それに反するデータが増えている。つまり、余りに格差が広がっていて、ある程度ターゲティングにやっていかないとどうしようもないのだというデータが結構出てきているのです。例えば、〇〇という人の最近の研究なんかそれが非常に象徴しているのですけれども、だからみんなが納得する形である程度ターゲティングな方法、それは先ほども事務局からの説明にあったように給付付き税額控除とか、普遍性とターゲティングな部分がある程度連携させるような施策に持っていかないと、なかなかうまくいかないのかなとも思って、質問というよりもコメントです。

【小委員長代行】 〇〇先生、どうぞ。

【委員】 〇〇先生、ありがとうございます。例えば、アメリカでも日本でも、ターゲッティズムをとったほうが効率的だからということで支持を得るわけです。先生が今ご紹介された研究を私は読んでいないので、どういうロジックなのかわかりませんが、例えばご存じのとおり、最近のイギリスを例にとれば、ブレア政権で基本的にターゲッティズムのやり方で効果的に貧困を削減したからこそ、中間層の反発を生んで、保守党政権が続いているというようなこともあったりする訳です。

その国においてターゲッティズムが支持される、だからターゲッティズムに走る、それが結局反発を生んで、さらに選別主義に陥っていくというような循環という中長期的な観点からいくと、どうなのかなと思ったのですけれども。

【委員】 日本などでターゲティングというと、もうデフォルトとしてターゲッティズムですので、そこは〇〇先生的な議論をくぐった上での話かなと思います。

【委員】 難しい話です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。そうしましたら、まず初めに、〇〇先生のご報告に関して、何かご質問がある方はお願いします。

【委員】 持続可能性という言葉を社会科学적으로どう捉えるのかという問題があるのではないかと思います。つまり選別主義的に福祉をやると、いわば中間層から反発を招いて、さらに再分配がうまくいなくなるというのは、これはむしろ、社会システムとしては持続可能性があるということではないかと。つまり、再分配をしたくない人は、再分配と称して、貧困層には支援が必要などといって、施策を進めれば、結局は反発を招いて、再分配や貧困層支援が進まなくなる、というのが社会科学的な法則性としてあるとするならば、そのほうが望ましい、と考える人もいるでしょう。大体、新自由主義者というのはそういう言い方をしますよね。再分配は嫌いだけれども、貧困を見捨てるのかと言われると嫌だから選別主義的なプログラムは認めるけれども、選別主義をしさえすれば生活保護受給者への反発が非常に高まってくれるから、ますます貧困層をいじめることができ、

新自由主義的社會は持続可能性があるということですよ。

だから、持続可能性という概念は、先生がおっしゃるような意味の持続可能性もあるけれども、論理的には2つある。ある状態を維持する、つまり社会システムに再生産メカニズムが働いているという意味での持続可能性は十分両方あるのではないかと。

その場合に、いわば選別主義的にとれば、要は福祉しなくて済む、再分配しなくて済むというような意味での持続可能性がある。もっと言えば、財政赤字にするというのも、一般的には持続可能性はないと言われますけれども、別に財政が破綻する訳ではなくて、税負担を大きくしない、させないという社会システムを維持するメカニズムが働いて、低負担社会を持続可能にさせる訳ですよ。増税させないというメカニズムをずっと持続させるという意味では、論理的には、先生のおっしゃっていることは説得的なのですけども、ただし、そこから政策的な特定の帰結が出てくるのかというと、反対の帰結も出てくるのではないかと。

つまり、日本社会で信頼が必要だという人にとっては、信頼を持続可能にさせるメカニズムが必要ですけども、むしろ日本社会におけるいじめとかバッシングを維持したいという為政者にとっては、なるべくバッシングや不信感を招いたほうがいいわけですよ。要は、不信の高い日本社会というのを持続可能にさせるためには、信頼ができては困るわけですよ。信頼がないほうが、得な政治家もいるわけですよ。

そう考えると、そういうメカニズムから言うと、両方あり得るのではないかとということです。つまり日本はもとも政府に対する信頼もないし、隣人に対する信頼もないという社会です、そのような社会を持続可能にさせるためには、先生がおっしゃるような政策をとったら持続可能でない、日本社会の「良さ」が失われると。日本社会というのは、政府を信用せず、隣人も信用しない、そういう殺伐とした社会である。それを持続可能とするメカニズムは十分作用しているのではないかと。そのときに、先生のおっしゃる持続可能性というカテゴリーでは政策的には両方あり得るのではないかと思うのですが、そこら辺はどういうふうにお考えなのかと。

【委員】　　そういうご指摘を受けたのは初めてなのですが、おっしゃることはよくわかりました。ただ、そこは、さらにそこから先に進んで、そういう低信頼社会が、低信頼、低負担で、ターゲットイズムで、弱者への配分に対する市民の反発をあと続ける社会が持続可能なのかと考えると、それが決定的に社会として破綻する可能性というのがあるのではないかと私は思います。短期的、中期的には別としてですね。

財政に関しても、では日本がこの調子でプライマリーバランスさえ全く改善できない状況でやっていったところで、このままちゃんと金融市場が受けとめてくれるのかということ、やはりそれは長期的には非常にあやしいと思います。

【委員】　　金融市場が破綻したら、もっと日本の社会のシステムは持続可能なわけですよ。ますます差別ができるし、ますます不信感をあおれる。

【委員】　　論理的にはその可能性はありますね。そういう意味では、持続可能性という言葉が何を意味するかというのはもう少しクリアにしておかないといけないということかと思います。ありがとうございます。

【小委員長代行】　　他にご質問はいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

【委員】　　ご報告、ありがとうございました。私の理解が皮相的な可能性もあるのですが、リスクシェア的システムというのが望ましいという、共通のリスクに共同負担で備えるということをご提示いただいたと思いますが、先ほどの〇〇先生のご質問ともちょっと絡むかもしれないのですが、今、日本の現状を見たときに、非正規社員の割合が非常にふえていて、もしそういう社会状況の中でこの考え方だと、弱者同士が支え合うということにならないかと思っています。先ほど〇〇先生のご報告の中でちょっと触れられていたように、格差が広がっているの、所得税で累進性を高めることが必要になるというようなこともあるように、現状から見ると、これだけの考え方だけではうまく説明できないことが出てきているのではないかと印象にありまして、私の理解が浅い可能性もあるので、そうだったら御指摘いただきたいと思っています。

【委員】 ありがとうございます。むしろ、私の説明が非常に不十分で、ごく当然のご疑問だと思います。まず前提として、おっしゃるとおり、この論理で全てが解けるという話では全くありません。

その上で、リスクが普遍化してきているというときに、鍵はいわゆる中間層だと思います。中間層の定義とは何だという話になってしまいますけれども、仮に日本の場合で言えば、基本的に年功賃金、家族賃金制をとっているような会社に入社して、男性稼ぎ主モデル家族を持ち、社宅に住みながら貯金をして、いずれ持家を買って、そのローンも払えるぐらいの賃金を得ながら、円満に定年退職をして年金をいただいていくというようなモデルに当てはまるような人々が、今、ご存じのとおり急激に減っているわけです。そういうものが絵空事になりつつある。

そうすると、要するに主たる租税負担層である、そういったいわば中間層的な人々が抱えている、例えば所得の喪失のリスクとか、あるいは将来的なリスク、子育てのリスク、介護のリスクといったものは間違いなく高まっているわけです。ですから、傾向としてはリスクが普遍化する傾向にあるということが申し上げたいことです。

そうしたときに、中間層も含めて守られるような社会保障政策にしていけば、みんなで負担してみんなで受益するという方向にしていける。そうすると、それが安定的に租税負担に対する合意を調達し、であるが故に、財政収支で言えば、持続可能な財政運営にもつながっていくという話です。

そういう意味でいうと、最後の所得課税、累進性もという話は、実はややつけ加えというか、今日の話からすると、おっしゃるとおり一貫していない話になります。ですから、おっしゃるとおり、ここは所得課税の再分配的性格を強めるということよりも、もしかすると、より総合課税化していった不公平感を低めるというほうが重要なかもしれないです。この辺は私がちゃんと整理していなかった話ですけれども。

【小委員長代行】 ほかに、ご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間も限られておりますが、事務局のほうでご用意いただいた「第1回小委員会の論点」で、論点を三ついただいております。「少子高齢化、人口減少社会と税制のあり方」、「今後の社会保障と税制の役割」、「税制の所得再分配機能のあり方」ということですが、どの論点からでも構いませんので、本日の事務局資料並びにお二人の委員の方の報告を踏まえましてご意見を順次賜りたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

【委員】 この論点は余りに大き過ぎて、何をどう言えばいいのか全然わからないというのが率直な印象ですけれども、少子高齢化、人口減少社会に適合した税制があってほしいという以上のことは言えないと思うのです。漠然とした話で言えば、いつも言っておりますけれども、社会保険料と税制を総合的にとらえた負担とか分配のあり方を考えないと、ちょっとしんどいのではないのかなど。要は、社会保険料は非常に逆進性が高いわけですよ。特に年金などというのは、金もない若者に月1万5,000円払わせる。ふだんはサボっているくせに、請求書だけは真面目に送ってくるのです。要は社会保険の方は自分に返ってくるからいいだろうというような建前論は早く捨てて、所詮、税金の一種と考えた上で、ちゃんと払えるような仕組みにしないといけない。これは介護保険料も国民健康保険料も一緒ですよ。

所得比例のほうは比例所得税付加税のようなものだからまあ被用者保険の方はいいとして、他のところは結構しんどいと思うんです。しかも、年金給付から介護保険料は天引きされますから、多分今後手取りがほとんどなくなるわけですよ。

〇〇先生のお話は、あまり年金で現金給付してもしょうがないという意味ではそうかもしれないのですけれども、少し社会保険料と税制を総合的に議論するというか、考えてほしいとは思いますが、あまりそれ以上細かい話はここで何を言っているのかよくわからないので、とりあえずそういうことはお願いしたいなど。

ところが、これはまた財務省主税局も、やはりどうしても保険料の話は別世界だと。それから、厚生労働省も自分のお金だと思っていますから、これもまた口を出させたくないということがあって、何か非常によろしくな

いので、せめて自治体のほうで総合的に考えていただければなと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。大変重要なご指摘で、これは前期の都税調の中でも議論として出てきたところかと思うのですが、本日の事務局の資料にもございましたが、やはり国民負担率を見ますと、この間、戦後、税負担よりも社会保険料負担のほうがどんどん伸びているというようなことで、その両方に目配りした負担の公平性、負担のあり方というものを考えていく必要があるというご意見だったかと思います。

では、他にいかがでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 少子高齢化、人口減少ということで、日本全体で考えての税制もそのとおりだと思うのですが、事務局のほうから今日見せていただいた資料で、東京都の高齢化などが急速に増えるということで、これが地域的に程度が違う形で進行していくということも視野に入れると、そのときに税制とか、特に東京都のことで考えると、大都市の税制というのはそれに耐え得るような形でどういうふうを考えていくかということも論点になるということではないかと思いました。

大都市というのは、次の第2回目の課題になるかもしれませんが、とにかく成長戦略の一環として位置づけられることが多いわけですが、こうした人口の動向などを踏まえると、そこでの行政サービスがきちんとできるような形での税制の議論というのも必要になってくる論点ではないかと思いました。

【小委員長代行】 ありがとうございます。地域によってかなり特性もまちまちだし、今後行政需要が大変ふえていく中での財源確保との見合いで税のあり方も考えていくべきだというようなことでもあったかと思えます。

では、ほかの委員の方、お願いいたします。

【委員】 初めて参加するので、勉強不足で教えていただきたいのです。少子高齢化と人口減少社会と税制、どうも少子高齢化、人口減少社会が税制から来ているとは見ていて思えないのです。やはりいろいろと生き方が変わってきて、本当に多様な生き方ができる、女性も多様な生き方ができる、その中で少子高齢化とか人口減少が来て、私は実は昭和22年生まれの子供が多くて一番若い世代に負担をかけると言われて、ずっとこれから重荷になる世代と言われて育ってきた人間として、いつも税制の問題としてとらえるのは、これは結びつけて今後検討していくというのはすごく難しいのではないかなと思っています。

それから、社会保障と税制というのは、これからマイナンバーになればもっと結びつけて考えなければならぬし、ちょっと具体的になって申し訳ないのですが、社会保険の中でサラリーマンの奥様方の年金の基礎部分ですが、60歳で定年になって、奥様はまだ若いと、国民年金に入ってくださいと言われても入らない方が多いのです。自分は今まで年金を納めていたと言うのです。決して、ご主人が二人分の部分、確かに二人分の年金である金額になっているのかもしれないのですが、その辺を、国が各個人に、年金の内訳をきちんとやってこなかったのではないかなと思うのです。国民年金を納めている人と社会保険を納めている人、特に配偶者の色々なことを勉強してきて、奥さん方がご主人が自分の年金も払っている、でも事業者が、夫と妻が働いていて2人の年金は同額でそれぞれに払っているということを知らなかったと。だから、取りやすく取るのではなくて、取りやすいから取っているというようなところがあるから、ちょっと言い方が悪いかもしれないですが、やはりもうちょっと説明をきちんとして、給付のあり方も考えていかないといけないのではないかなと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。まず一点目の少子高齢化、人口減少社会と税制というところに関して、これは事務局のほうの課題設定はどういう趣旨かということをご説明いただけますか。

【税制調査担当課長】 まず、今、〇〇委員がおっしゃったように、人口減少とか少子高齢化は税制から来ているわけではないのですが、今回の趣旨は、資料で人口減少の状況ですとか、特に東京がどんな状況にあり、今後どういうふうになっていくか、こういった人口構造が大きく変化する中で、その後、社会保障の議論に

結びついていくのですけれども、こういった人口構造の変化の中で、税制のあり方としてどんなことが考えられるか、どう捉えていったらいいかということ、何か委員の皆様からヒントになるようなことをいただければという趣旨で、こういう大きな形で出させていただきました。

【小委員長代行】 少子高齢化、人口減少の中で、今後例えば行政需要がどういうふうに変化して、それに対する税がどうなるかと、それに対する財源をどのような税制でとっていくべきかというような話というようなことですかね。

あと、少子高齢化、人口減少自体にどこまで対応して、例えば人口増加を目指すのかということ、先生方によっていろいろなご意見があるかと思うのですけれども、そのあたりのところも含めてというようなことで、今日は意見出しというか、課題出しというようなところでご意見をいただいているところでございます。

あと、二番目の今の年金の話もそうですけれども、信頼というような話もありましたが、どのような負担をしていて、それがどのような形で使われているのかということも含めた説明ですね。理解というものをどう求めていくのかということにも関わるご意見かと思えます。ありがとうございます。

それでは、あとはいかがでしょうか。〇〇委員はよろしいですか。さっきご発表もいただきましたけれども、もしよろしければ。

【委員】 統計の見方みたいな話でもよろしいでしょうか。いただいた小委員会の資料5の図表など、人口の将来推計がいろいろ出てきますけれども、例えば資料5の人口の推移ということで、これは平成27年から35年後までの推計というのが出ています。東京の場合、社会増減にいろいろ波があったりすると思うのですけれども、これまでこの手の推計というのはどれぐらいしっかり当たってきたのでしょうか。

【小委員長代行】 お願いします。

【税制調査担当部長】 基本的には社人研で行っている推計で、社人研のほうでも都道府県ごとの予測というのを出していますので、そのベースになっている伸びをそのまま伸ばすような形で推計をしたというふうに、私どもでやったわけではないのですが、聞いております。

確かに、私どももどこまで当たっているかということに関して言えば、日本全国トータルで見たときの人口推計というのは、出生率がベースですのでかなり近い値になっていく。これは予測というよりは本当に推計というような話ですけれども、社会増減についてはやはり当たらない部分も出てくるということはお聞きしておりますので、東京都という風に見たときに、これがどこまで当たるかというようなところは、社会の変化といったところが、長期になればなるほど出てくるのかなと思っております。

【小委員長代行】 最近の状況はわからないのですけれども、90年代あたりですと、社人研の人口推計は、年金の将来推計に用いられるということで、出生率が下がると年金の推計がかなり厳しくなるというので、そういう意味で政治的に楽観的な出生率の見通しで出ているというような話が以前にはありました。最近は変わってきているのかもしれませんが。ありがとうございます。

【税制調査担当課長】 今の人口のところでも1つ補足させていただきます。今の資料5ですけれども、上のほうのあり方研のほうは社人研の中期推計をベースにしているようです。下の東京都長期ビジョンのほうは、東京都の総務局に統計部というのがございまして、こちらで東京都男女年齢別人口の予測というのがありまして、これを推計のベースとしております。2050年のところをご覧くださいますと、上のほうは1,175万人、下のほうは2050年で1,156万人と、19万人の差があります。社会増減はほぼ同じように見ているのですが、出生率が社人研のほうやや高目に見ている分がこの差になっております。

以上です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。〇〇会長、お願いします。

【会長】 本日はいろいろとご意見をいただいておりますが、本日のテーマは総論的な話です。だから、何を

言っていないかわからないというのもそのとおりなのですが、始まったばかりですけれども、やはり答申をつくらなければいけないなということを考えながら議論を始める訳です。そうすると、やはり総論が必要だということで、こういうテーマを出しているわけですね。

ただし、少子高齢化と人口減少というのは、税制に限らず、色々なところで取り上げられているテーマですので、それについて税制上どういう影響が出てくるのか、あるいはどういう対応をしなければいけないのかという観点があります。今、東京都の人口推計、あるいは非正規雇用の状況とか、いろいろな推計とあります。実態と推計を出していただいておりますが、それによって東京都の財政需要も当然変化してくるわけです。よく法人課税の議論をするときに言われます、東京は余裕があるのだから他に回してもいいじゃないかと、よく言われる人もいるのですが、果たしてそれはどうなのか、当然財政需要のことも考えなければいけない。そういうときのベースとしてこういう資料を出していただいて、少子高齢化、人口減少に対する対応策、もしくは打開策、またその財源保障ということについても考えなければいけないという観点からこういう議論を始めたということです。それが一点目です。

二点目は、今日も〇〇先生、〇〇先生からのお話の中に、普遍主義的サービス、それから選別主義的サービスという話がありました。どっか一つだけあればいいというものではなくて、どちらもそれなりに意義があるということですが、それに対応して、それをまた税制で支えることになりますので、そのあり方を検討しなければいけない。そういう課題が見えてきたのではないかと思います。

それから、社会保険料の話がありました。確かに前期からその議論はしているわけです。今の資料にもありましたとおり、非正規雇用が拡大してきたということになりますと、ご存じのとおり、今の非正規雇用については勤務先の社会保険がカバーしていないという問題がございますので、そこをどうしたらいいのかということが。そういう点を考えますと、ますますその点を総合的にとらえる必要が出てくる、ということが問題提起としてあります。

それから、あともう一つだけ、先程〇〇先生のご発表にありましたが、可視化という言葉がございます。〇〇先生は法人課税について言われたのですが、地方税に関して応益原則ということをつかえと、受益と負担ということがよく言われます。そういう地方サービスの持っている便益というのをどうやって可視化していくか。可視化することが税を課すことに対する正当化といいますか、説得力といいますか、そういったものにつながっていくのではないかとことも考えつつ、議論していかなければいけないと思いました。そういう点を含めて、きょうの議論を今後生かしていければ、と私は考えています。

【小委員長代行】 ありがとうございます。もうそろそろ予定した時間になったのですが、本日、確かに非常に幅広いテーマということで、先生方から報告をいただくとともに、論点について議論してまいりました。

1つは、今、〇〇会長からお話がありましたけれども、やはり再分配というところ。格差が非常に拡大していく中で、それをどこまで税を通じて担うのか。あるいは、しっかりした雇用の機会というものを確立することで、稼得機会というものをきちんと保障するような施策でそれを対応する。それに対して必要な税負担というものを社会全体から求めていくのかというあたりのところの問題提起が出されました。

少子高齢化、人口減少の中で、今後財政需要というのが東京でも大きく膨らむとか、それに対する負担をどうするのかということに関しては、これから次回、次々回、あるいは秋以降の中で具体的な税制上の課題というところでさらに議論を深めていきたいと思っております。

あと、今日、せっかく給付付き税額控除の資料もいただいたのですが、時間の関係であまり踏み込めなかったのですが、それは改めてまたそういう機会を設けたいと思います。

ほかにも議論をし尽くせなかったところは色々あるかと思うのですが、今後の小委員会で審議していきたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いいたします。

【税制調査担当課長】 第2回小委員会の日程についてお知らせいたします。

今回は6月25日木曜日、午後3時から、都庁第二本庁舎31階の24会議室、この建物の隣の第二本庁舎で開催させていただきますので、ご注意くださいようお願いいたします。

なお、第2回小委員会では、活力ある都市のあり方と税制についてご審議いただきたいと考えております。本日と同様に、会議の前半は委員からのプレゼンテーションをお願いしております。プレゼンターは〇〇委員と〇〇委員を予定しております。

以上です。

【小委員長代行】 それでは、これもちまして本日の議事を終了します。お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。第1回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —